

## 5 教育・研究

### 【問題意識】

我が国の高等教育及び学術研究の水準を高めるためには、国費により運営される国立大学の果たす機能、役割は重要であり、国費の有効利用や高等教育分野における競争を更に促進するという観点からも、その機能、役割を果たさない国立大学については、速やかに改廃、民営化等の組織の見直しが行われるべきである。

また、大学設置基準が緩和され、第三者評価が導入されるなど、教育においても事前規制から事後チェック型のシステムが構築されつつあるが、各学校が学生・児童生徒、保護者、地域住民に対する信頼を得た上で、自主的・自律的に運営するためには、高等教育、初等中等教育を問わず、また、国公私立を通じて、説明責任を明確にした上で、教育サービス提供主体において自主的な意思決定が行われるようにガバナンスを強化する必要がある。

そのため、公立学校においてはコミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となった学校運営を可能とし、私立学校においては、借入金による大学・学部等の設置を認めるなど、各学校の自主的・自律的な運営を可能とする必要がある。

また、情報公開の促進と、第三者評価や自己点検評価により、学生・児童生徒、保護者、地域住民、社会一般に対して正確な情報が提供される必要がある。

### 【具体的施策】

#### 1 国立大学法人の評価に基づく組織の見直し

我が国の高等教育及び学術研究水準の向上を図るためには国立大学法人の役割・機能を明確化し、国立大学法人としての機能・役割を果たしているかどうかの観点から適切に評価され、その結果に基づき適切な措置がなされる評価システムを確立することが重要である。

国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能な限り具体的なものとなるよう工夫することが重要であり、これらの評価が適切に行われるよう、中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化するべきである。【平成16年度中に可能な限り速やかに結論】

また、国立大学法人の活動及びその成果の評価を行った結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていないと判断された場合は、当該業務を継続させる必要性、組織の在り方について適切な措置が採られるようにすべきである。評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・

統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得るべきである。  
【最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論】

## 2 教育主体の多様化

### (1) コミュニティ・スクールの法制化【平成 16 年度中に措置】

新しいタイプの公立学校であるコミュニティ・スクールは、教職員人事、予算使途及び、教育課程の決定などの学校経営について、学校、保護者、地域の独自性を制度的に担保する一方で、地元代表や保護者代表を含む「地域学校協議会」が地域に対し説明責任を負うという、地域コミュニティに開かれた、責任のある経営体として地方公共団体によって設置される。

コミュニティ・スクールを導入することの意義は、社会や地域住民・需要者のニーズに応じた多様で機動的な学校経営を可能とし、独創性と創造性に富んだ児童・生徒の育成に資することであり、また、その存在が、既存の公立学校システム全体の活性化に資することにある。

よって、平成 17 年 4 月の開校に向け、コミュニティ・スクールの設置手続、地域学校協議会の設置手続・構成・機能のほか、学校長及び教職員について、地域学校協議会が人選についての推薦を含め人事に関与し、任命権者は地域学校協議会の意向を尊重することとするなど、人事に関し地域学校協議会の意向が反映されることが確実に担保されるような、学校長、地域学校協議会、市町村教育委員会、都道府県教育委員会等の権限と責任の在り方を定めた所要の法律改正案を可能な限り速やかに国会に提出すべきである。

### (2) 構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し【次期通常国会に法案提出等所要の措置】

現行の私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 10 条は、私立学校関係者以外の民間有識者等を私立学校審議会の構成員数の 4 分の 1 以上にはならない等と規定している。しかし、この規定は、各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない可能性もあることから、私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する現行の規定を私立学校法から削除することを内容とする法案を次期通常国会に提出する等所要の措置を講ずるとともに、私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知すべきである。

また、私立学校審議会をより開かれたものにするために、委員名簿や議事概要等については、各都道府県のホームページ等において公開することを促進すべきである。

(3) 借入金による大学・学部等の設置等の容認【平成16年度中に措置】

学校法人が、借入金により新たに大学・学部等を設置することについては認められていない。

しかしながら、学校法人の機動的運営を確保し、大学・学部等の新增設を推進するため、学校法人が大学・学部等を設置する際には、学校教育の安定性・継続性の確保を前提に、借入金による施設及び設備の整備や経営に必要な財産の確保を認めるべきである。

3 情報公開の促進

(1) 学校法人における財務情報の開示促進

少子化等により、学校法人を取り巻く経営環境が厳しくなることが予想される中で、児童・生徒・学生や保護者、地域住民、企業関係者等の判断に資するよう、一層の情報開示を進めることが必要である。

このため、学校法人に対し、財務書類及び背景となる事業方針等を分かりやすく説明した事業報告書の公開を法律で義務付けるべきである。また、広く周知を図るという観点から、財務書類及び事業報告書の記載内容をインターネット上のホームページに掲載することを促進するべきである。【次期通常国会に法案提出等所要の措置】

また、財務書類及び事業報告書のインターネット上のホームページにおける公開状況について毎年調査し、公開が進まない場合は、その更なる推進方策について検討するべきである。【平成16年度以降継続的に検討】

(2) 学校法人会計制度の見直し【平成16年度中に措置】

財務情報の公開に伴い、財務書類を一般の者に分かりやすくする必要がある。

したがって、事業活動の透明化、効率的経営に資するよう、学校の特性を踏まえつつ、例えば基本金の在り方の見直しや時価情報による評価など新しい企業会計基準の考え方を取り入れることなどについて検討を行い、学校法人会計基準を改正すべきである。

(3) 大学の情報公開の促進

大学の情報公開については、大学設置基準第2条の2において「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。」とされているが、提供すべき情報の内容については具体的に義務付けされていないところである。

したがって、教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び

入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条の2における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進するべきである。

【平成16年度中に措置】

また、広く周知を図るという観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進するべきである。【平成16年度中に措置】

また、通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずるべきである。【平成16年度以降継続的に実施】

#### (4) 学校の自己点検評価の促進【平成16年度中に検討・結論】

小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の自己点検評価については、平成14年度より各設置基準に盛り込まれたところであるが、各学校において評価項目等を適切に定め、自己点検評価を積極的に行う必要がある。

また、各学校が、毎年1回程度の自己点検評価を実施すること、及び自己点検評価に際しての基本的考え方や評価の仕方を含め、評価結果を公表することが必要である。

このため、自己点検評価の実施状況を把握し、その結果を踏まえて、自己点検評価の実施や結果の公表を設置基準において義務付けることを含めた促進策を検討し、結論を得るべきである。

#### 4 認証評価制度の改善【平成16年度までに検討・措置】

大学については、教育研究の総合的な状況について、一定期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受け、その内容は公表されることとなったところであるが、大学評価の質を維持し、学生等の大学選択等に資するため、大学設置基準を踏まえ、例えば、教育課程、教員組織及びその教育研究業績、管理運営、施設・設備、さらには財務状況などの在り方を認証評価機関がその実情に応じて評価することは極めて重要である。このような観点から、評価機関の評価実績等を踏まえ、認証評価機関が最低限設けるべき評価項目について検討を行い、その内容を認証基準において定めるべきである。

#### 5 複数の評価機関の評価に基づく国立大学法人の評価【国立大学法人設立後の最初の中 期目標終了時まで措置】

高度な教育研究機能の役割を果たす国立大学法人の評価は、我が国の教育研究の基盤にもかかわることであり、その評価の質は非常に重要である。

よって、中期目標終了時に行われる国立大学法人の評価を、独立行政法人大学評価・

学位授与機構の評価とは別に、認証評価機関の評価結果等も重要視して、多様な観点から実施することについて、国立大学法人評価委員会において検討し、結論を得るべきである。

## 6 加配教員制度の改善等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び同法施行令では、少人数指導等の指導方法改善のための定数等のいわゆる加配定数の活用方法が定められており、都道府県教育委員会がこれらの規定以外の目的に活用することはできないが、この加配定数については、一学級の児童生徒数を減らすことに伴う担任教諭の増加に対応するために活用すること等、都道府県教育委員会の判断で加配定数を弾力的に活用することについて可能なものから実施すべきである。【平成 16 年度中に措置】

また、構造改革特区における市町村費による教職員配置の導入については、速やかに全国化に向けて、都道府県が市町村に対して、費用分担を含めた協力をし、国の標準を下回る形での少人数学級編制を行うことができるよう、都道府県や市町村の意見を踏まえつつ、市町村立学校教職員給与負担法の規定の見直しを検討し、結論を得るべきである。【平成 16 年度中に検討・結論】

## 7 教科書採択地区の町村単位の設定の容認【平成 15 年度中に検討・結論】

公立小・中学校の教科書は、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を合わせた地域を採択地区として設定することとされているが、適正かつ公正な採択を確保しつつ、学校教育の自主性、多様性を確保することの重要性も踏まえ、将来的には学校単位での教科書選択の可能性も視野に入れて、教科書採択地区の小規模化を検討すべきである。

よって、町村のニーズ等を踏まえ、町村単独での採択地区の設定を含め、採択地区の小規模化について検討し、結論を得るべきである。

## 8 飛び入学制度についての検討等【平成 16 年度から検討開始】

個人が年齢に過度にとらわれることなく、能力に応じた教育機会を与えられ、自らの能力を伸ばすことができるよう、国民的な理解を得つつ、学校教育制度における年齢の取扱いを含めた検討を進めることは重要である。

このため、18歳未満での大学入学を可能とする飛び入学制度については、飛び入学制度の実施状況や課題等を調査し、その結果に基づき、飛び入学制度の更なる弾力化などその解決策について検討を開始するべきである。

また、高等学校以下で、異なる学年の児童生徒による学習集団を編成し行う習熟度別指導の可能性について、検討を進めるとともに、学校教育における年齢の取扱いも含めた学校教育制度の弾力化について検討を進めるべきである。

9 国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得の容認【平成 15 年度中に検討開始、遅くとも 16 年度中に結論】

国立大学法人の研究成果の活用に関する自主性を高め、国立大学法人の保有する技術の産業分野への移転を促進するため、国立大学法人によるライセンス対価としての株式取得について、業務の自己増殖的な膨張の防止に十分留意しつつ検討し、結論を得るべきである。

10 競争的研究資金制度の改善

国の競争的研究資金制度については、不適切な用途への監視や不正防止策を講ずるとともに、研究者にとって利用しやすい環境を整備する必要がある。

そのため、年度当初から研究を開始するものについては、公募・審査を前年度から実施すること等により、研究費交付時期を年度当初に近づけるよう可能な限り早期化し、交付決定すべきである。【平成 16 年度中に措置】

また、研究費は、備品費、消耗品費、役務費、旅費等の費目で構成されており、費目間の振替が制限されているが、例えば、費目額の 30% の振替を認める等、法律上可能な範囲で弾力的な研究が行えるようにすべきである。【平成 16 年度中に措置】

さらに、年度を越えた研究を可能にするため、必要に応じ全ての競争的研究資金制度が繰越明許できるよう措置を検討すべきである。【平成 15 年度中に検討・結論】

研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図るべきである。【平成 16 年度以降継続的に措置】

なお、研究費の不正使用を行った研究者については、一定期間研究費を交付しない制度を設けること等、不正行為の防止策を策定すべきである。【平成 16 年度中に措置】